

## 消費者

# エステのトラブル クーポン券利用から高額契約に!?

### 【相談内容】

クーポン券が付いた情報誌を見ていたAさんは、5000円でエステの体験が受けられるクーポン券が目につき、行ってみることにしました。

電話予約の後、お店に行き、クーポン券を利用して施術を受けましたが、その後店員から「今後も続けた方がいい」と40万円のコースを勧められました。

高額だったため躊躇ちゅうちゅうしていると「続けないと今回の施術が無駄になる」「今日申し込めば安くなる」

「あなたも芸能人みたいになれる」などと言われ、元々断ることもあって、とうとう契約してしまいました。

後になって、やはり高額なので解約したいと思うようになりました。

### 【アドバイス】

事例のようなエステに関する相談は、毎年、数多く寄せられています。主な解決方法としては、次の2つがあります。



### ① クーリングオフ

契約日から8日間以内であれば、クーリングオフにより無条件で契約をキャンセルできます。クーリングオフは書面（はがきなど）で行います。詳しくは消費者センターのホームページをご覧ください。

### ② 中途解約

契約日から8日間を過ぎても、中途解約ができます。ただし、クーリングオフと違い、解約料を支払う必要があり、さらに、契約期間が1カ月以内の場合や契約金額が5万円以内の場合には適用されません。

このようなトラブルにならないためにも、迷いがあるまま契約しないこと、断る時ははっきり断ることが大事です。

消費者が断っているのに勧誘を続けることは法律で禁止されているため、Aさんのように断ることが苦手な方も勇気を出して「お断りします」と意思を伝えましょう。

困ったときには、消費者センターへご相談ください。

### ■ 問い合わせ

消費者センター (☎8299・1234)